

春日井市特別支援教育就学奨励費の支給に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特別支援学級に就学する児童生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者等の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図るため、特別支援教育就学奨励費（以下「奨励費」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特別支援学級 学校教育法（昭和22年法律第40号）第81条第2項に規定する特別支援学級をいう。
- (2) 保護者等 学校教育法第16条に規定する保護者又は児童生徒と同居しその生計を維持する者をいう。
- (3) 要保護者 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。
- (4) 準要保護者 春日井市就学援助費の支給に関する要綱（平成24年2月1日施行）第3条第2項に規定する基準に基づき、要保護者に準ずる程度に困窮していると春日井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めた者をいう。

(奨励費の費目)

第3条 奨励費の費目は、次の各号に掲げる費目の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 学校給食費 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に定める学校給食費の額
- (2) 通学に要する交通費 最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費の額
- (3) 職場実習に要する交通費 中学校の教育課程に従い学校長の管理のもとに学校外の事業所等において、生徒が現場実習に参加する場合の交通費の額
- (4) 交流及び共同学習に要する交通費 学校教育の一環として特別支援学校又は他の小中学校の特別支援学級の児童生徒と共に集団活動を行う場合に必要な交通費の額
- (5) 修学旅行費 小学校又は中学校を通じ、それぞれ1回参加する修学旅行に要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学科及びその他均一に負担すべき経費の額

(6) 校外活動等参加費

ア 宿泊を伴わないもの 校外活動(学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動(修学旅行を除く。)をいう。以下同じ。)のうち宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費及び見学料の額

イ 宿泊を伴うもの 校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するため直接必要な交通費及び見学料等の額

(7) 学用品費等

ア 学用品購入費 通常必要とする学用品の購入費の額(体育実技用具費及び拡大教材費を含む。)

イ 通学用品購入費 通常必要とする通学用品の購入費の額(次号の支給対象者を除く。)

(8) 新入学児童・生徒学用品費等 新たに入学する者が通常必要とする学用品等の購入費の額

(支給対象者)

第4条 奨励費の支給を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する特別支援学級の児童生徒の保護者等とする。

(1) 春日井市に住所を有し、春日井市立の小学校又は中学校に就学する児童生徒の保護者等

(2) 春日井市に住所を有し、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「令」という。)第9条の承諾を得て春日井市以外の地方公共団体(以下「他の地方公共団体」という。)が設置する小学校又は中学校に児童生徒を就学させている保護者等

(3) 他の地方公共団体に住所を有し、教育委員会から令第9条の承諾を得て児童生徒が春日井市立の小学校又は中学校に就学する保護者等

2 前項の規定にかかわらず、他の地方公共団体から奨励費の支給を受けている費目がある場合は、当該費目は支給しない。

3 前2項の規定にかかわらず、前条第1号、第2号及び第5号から第8号までについて、該当する費目を受給している要保護者及び準要保護者に対しては支給しない。

(支給区分)

第5条 教育委員会は、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和29年政令第157号)第2条の規定に準拠して文部科学大臣が定める算定方法により保護者等の属する世帯の収入額及び需要額を算定し、支給すべき奨励費の区分を次のとおり決定する。

(1) 収入額が需要額の1.5倍未満の世帯 第1区分

(2) 収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満の世帯 第2区分

(3) 収入額が需要額の2.5倍以上の世帯 第3区分

(奨励費)

第6条 奨励費の支給区分、支給割合、その他の援助受給者に対する支給の有無、児童生徒の対象学年、支給時期は、別表のとおりとし、予算の範囲内で支給するものとする。

2 奨励費の支給額は、教育委員会が別に定める。

(申請)

第7条 奨励費の支給を受けようとする保護者等(以下「申請者」という。)は、毎年度、特別支援教育就学奨励費受給申請書(第1号様式)に必要な書類を添付し、児童生徒の就学する学校の校長(以下「学校長」という。)を経由して教育委員会に申請するものとする。

(決定)

第8条 教育委員会は、前条の規定による申請があった場合は、第5条に規定する支給区分を決定し、特別支援教育就学奨励費支給決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(支給)

第9条 奨励費は、前条の規定による支給決定を受けた者(以下「受給者」という。)に対して、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める日から支給する。

(1) 毎年度教育委員会が定める日までに第7条の規定による申請(以下「申請」という。)を行った場合 当該年度の第1学期の初日(第1学期の初日から後に申請事由が発生しているときにはその日)

(2) 前号以外の場合 当該申請日の属する月の1日(申請事由の発生日が当該月の1日以降のときにはその日。)ただし、教育委員会が遡及して認定する必要があると認めた場合は、当該年度に限り、申請事由発生以後の日において教育委員会が認定した日

2 奨励費は、受給者が指定する金融機関口座へ口座振込により支給するものとする。ただし、受給者が学校長に金銭の授受を委任するときは、この限りではない。

3 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、受給者が奨励費の費目に該当する学校徴収金を滞納しているときは、学校徴収金の滞納に関する報告書(第3号様式)によりその内容を確認し、受給者の同意に基づき学校長の指定する金融機関口座へ口座振込により支給することができる。

(状況の変更)

第10条 受給者は、生活保護の開始、廃止又は停止の決定を受けたとき又は特別支援教育就学奨励費支給申請書の内容に変更が生じたときは、遅滞なく状

況変更届（第4号様式）を学校長を経由して、教育委員会に届け出なければならない。

（辞退届）

第11条 受給者は、年度の途中で奨励費を受ける必要がなくなったときは、遅滞なく特別支援教育就学奨励費受給辞退届（第5号様式）を、学校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

（取消し）

第12条 教育委員会は、受給者が第4条の規定に該当しなくなったとき又は虚偽その他不正な手段により奨励費の支給を受けたときは、その認定を取り消し、特別支援教育就学奨励費支給決定取消通知書（第6号様式）により保護者等及び学校長に通知する。

（返還）

第13条 教育委員会は、前条の規定により認定を取り消した場合において、奨励費に返還額が生じたときは、特別支援教育就学奨励費返還通知書（第7号様式）により受給者に既に支給した奨励費の全部又は一部の返還を命じることができる。

（学校長の事務等）

第14条 学校長は、第9条第2項ただし書又は同条第3項の規定により受給者から金銭の授受を委任されたときは、金銭の管理並びに学用品等の保管、購入及び引渡しに当たって、善良なる管理者の注意をもって事務処理にあたるとともに、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 奨励費の支給、領収及びこれらに関する資料の保管に関する事務
- (2) 支給に係る必要な証拠書類の適正な管理
- (3) 特別支援教育就学奨励費個人支給明細書（第8号様式）の作成及び教育委員会への提出

2 教育委員会は、適切な方法により、事務の監査を行うことができるものとする。

（諸帳簿）

第15条 教育委員会は、第5条及び第6条に規定する支給区分及び奨励費に係る関係諸帳簿を作成し、常に支給の状況を明らかにしておくものとする。

（雑則）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市特別支援教育就学奨励費の支給に関する要綱の規定は、令和3年6月1日以後に受ける支給の認定に係るものについて適用し、同日前に受ける支給の認定に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市特別支援教育就学奨励費の支給に関する要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市特別支援教育就学奨励費の支給に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

別表（第6条関係）

	費目	支給区分	支給割合	その他の援助受給者※に対する支給の有無	児童生徒の対象学年	支給時期
1	学校給食費	第1区分及び第2区分	100分の50	無	小中学校全学年	11月及び3月
2	通学に要する交通費	全区分	(1)第1区分及び第2区分 全額 (2)第3区分 100分の50	無	小中学校全学年	11月及び3月
3	職場実習に要する交通費	全区分	(1)第1区分及び第2区分 全額 (2)第3区分 100分の75	有	中学校全学年	3月
4	交流及び共同学習に要する交通費	全区分	(1)第1区分及び第2区分 全額 (2)第3区分 100分の75	有	小中学校全学年	3月
5	修学旅行費	第1区分及び第2区分	100分の50	無	小中学校全学年	中学校 9月 小学校 3月
6	ア 校外活動等参加費（宿泊を伴わないもの）	第1区分及び第2区分	100分の50	無	小中学校全学年	3月
	イ 校外活動等参加費（宿泊を伴うもの）	第1区分及び第2区分	100分の50	無	小中学校全学年	3月
7	ア 学用品購入費	第1区分及び第2区分	100分の50	拡大教材費のみ 有	小中学校全学年	3月

	費目	支給区分	支給割合	その他の援助受給者※に対する支給の有無	児童生徒の対象学年	支給時期
	イ 通学用品購入費	第1区分及び第2区分	100分の50	無	小学校2から6学年まで 中学校2, 3学年	11月 3月
8	新入学児童・生徒学用品費等	第1区分及び第2区分	100分の50	無	小学校1学年及び中学校1学年	11月

※その他の援助受給者とは、第2条第1項第3号及び第4号に規定する生活保護（生活扶助、教育扶助）又は就学援助の受給者のことをいう。

特別支援教育就学奨励費受給申請書

年 月 日

(宛先) 春日井市教育委員会

申請（保護）者

住所		
カナ		
氏名 (自署)		
電話		

特別支援教育就学奨励費を受給したいので、次のとおり申請します。また、本申請書記載の誓約書・同意書の内容を誓約し、同意します。

世帯の状況(前年度の12月末日現在、児童生徒を含めて生計を一にする家族全員を記入してください。)

氏名	続柄	生年月日	性別	職業・勤務先・学校名(学年)	就学奨励対象者
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			

通学方法 (該当する方法に○をつけてください)	徒歩・自転車・自家用自動車 電車・バス
----------------------------	------------------------

誓約書・同意書

私（申請者）は、特別支援教育就学奨励費の受領に関し、次のとおり誓約・同意します。下記事項に違反した場合は、支給の停止・廃止を含む教育委員会の決定・指示に従います。

- 1 本申請書の記載内容は事実と相違ありません。また、変更が生じ、改めて情報の提供を求められた場合は、速やかに回答します。
- 2 本申請のため、私及び私の世帯の住民基本台帳、所得課税情報、国民健康保険課税情報、児童扶養手当及び生活保護の認定に係る情報について、春日井市教育委員会が閲覧することに同意します。
- 3 教材費等の学校徴収金について未納が生じた場合は、特別支援教育就学奨励費を学校徴収金に充当することに同意します。
- 4 特別支援教育就学奨励費の過誤支払が生じた場合は、教育委員会の過誤支払金に対する返還請求に応じます。また、特別支援教育就学奨励費を過誤支払金の返還金に充当することに同意します。

委任状

就学援助費について、その受領、返納、学校徴収金の支払いその他一切に関する権限を、児童生徒が在籍する学校長に委任します。

申請者氏名（自署）

春日井市立小中学校長 宛

- 特別支援教育就学奨励費は、学校口座に振込み（学校長委任）を希望します。
- 特別支援教育就学奨励費は、次の口座に振込みを希望します。
なお、振込みをもって特別支援教育就学奨励費を受領したものとします。

振込先	の金融機関	<input type="checkbox"/> 銀行	<input type="checkbox"/> 本店	支店番号							
		<input type="checkbox"/> 信金	<input type="checkbox"/> 支店	口座番号							
		<input type="checkbox"/> 農協	<input type="checkbox"/> 出張所								
	銀行以外	フリガナ								<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座
銀行	ゆうちょ	通帳記号	1				0	通帳番号			
	ちよ	フリガナ									
		口座名義人									

私（申請者）は口座名義人に特別支援教育就学奨励費の受取りを委任します。
（申請者と振り込み先の口座名義人が異なる場合のみチェックが必要）。

特別支援教育就学奨励費支給決定通知書

<p>(住所)</p> <p>(氏名) 様</p>	<p>あなた様から申請又は届出のありました特別支援教育就学奨励費については、次のとおり決定しましたので通知します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>
--	---

春日井市教育委員会

学校名 学年 児童・生徒氏名

認定結果

認定年月日（認定区分） 年 月 日（ ）

第 号
年 月 日

春日井市教育委員会 様

学校長

学校徴収金の滞納に関する報告書

次の受給者が、特別支援教育就学奨励費の対象となる学校徴収金を滞納していますので、特別支援教育就学奨励費を学校口座に口座振込してください。

- 1 受給者（保護者）名
- 2 児童生徒名
- 3 滞納状況

状況変更届

年 月 日

（宛先）春日井市教育委員会

申請（保護）者

住所		
カナ		
氏名 （自署）		
電話		

次のとおり、住所等（転居・氏名・振込先金融機関・生活保護の受給状況）に変更がありましたので届出します。

1 異動した児童生徒

学校名（異動前）	学年	児童生徒氏名
小・中学校	年	
小・中学校	年	
小・中学校	年	
小・中学校	年	

2 異動内容（該当項目のみ記入）

区分	異動後の内容
住所	
氏名	
生活保護の受給状況	<input type="checkbox"/> 生活保護の受給が開始された。 <input type="checkbox"/> 生活保護の受給が停止又は廃止された。
その他（ ）	

3 金融機関・振込み方法の変更

- 特別支援教育就学奨励費は、学校口座に振込み（学校長委任）を希望します。
- 特別支援教育就学奨励費は、次の口座に振込みを希望します。

なお、振込みをもって特別支援教育就学奨励費を受領したものとします。

振込先	金融機関 ゆうちょ銀行以外の	<input type="checkbox"/> 銀行		<input type="checkbox"/> 本店		支店番号					
		<input type="checkbox"/> 信金		<input type="checkbox"/> 支店		口座番号					
		<input type="checkbox"/> 農協		<input type="checkbox"/> 出張所							
	フリガナ								<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座		
	口座名義人										
	銀行 ゆうちょ	通帳記号		1				0	通帳番号		
フリガナ											
口座名義人											

私（申請者）は口座名義人に特別支援教育就学奨励費の受取りを委任します。
 （申請者と振り込み先の口座名義人が異なる場合のみチェックが必要）。

特別支援教育就学奨励費受給辞退届

年 月 日

（宛先）春日井市教育委員会

申請（保護）者

住所		
カナ		
氏名		
電話		

特別支援教育就学奨励費の受給を辞退します。

対象児童・生徒

学校名	学年	児童生徒氏名
小・中学校	年	
小・中学校	年	
小・中学校	年	
小・中学校	年	

第 号
年 月 日

様

春日井市教育委員会

特別支援教育就学奨励費支給決定取消通知書

次の事由により、特別支援教育就学奨励費の支給決定を取り消します。

- 1 学 校 名 春日井市立 小・中学校
- 2 児童生徒名
- 3 取 消 事 由
- 4 取 消 日

第 号
年 月 日

様

春日井市教育委員会

特別支援教育就学奨励費返還通知書

次の児童生徒に対する特別支援教育就学奨励費の過払いが判明しましたので、過払い分を返還してください。

1 学 校 名 春日井市立 小・中学校

2 児童生徒名

3 内容

	金額
本来の支給額	円
実際に支給した額	円
過払い額	円

4 納期限

第 8 号様式 (第 14 条関係)

特別支援教育就学奨励費個人別支給明細書

学校名					学年			
児童・生徒氏名					援助区分			
支給費目		金額 円	支給日	支給先	支給費目	金額 円	支給日	支給先
新入学児童生徒学用品費					給食費	4 月分		
学用品費	1 学期					5 月分		
	2 学期					6 月分		
	3 学期					7 月分		
						8 月分		
通学用品費						9 月分		
校外活動費 宿泊を伴わない						10 月分		
校外活動費 宿泊を伴う						11 月分		
修学旅行費						12 月分		
						1 月分		
通学費						2 月分		
						3 月分		
					合計			
					年度途中における変更時の事由			